

## 南郷里地域づくり協議会会則

(名称)

第1条 この会は、南郷里地域づくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、南郷里地域に根ざした活動を通して地域の課題や住民ニーズを把握することができる自治会と地域内の諸団体等が中心となり、地域内住民と力を合わせることにより、様々な事業を実施し、課題の解決と住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、南郷里地域の住民および南郷里地域内を主たる活動の範囲とする諸団体・個人とする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民相互の交流・親睦および文化・スポーツ・教養の向上に関すること。
- (2) 地域の社会福祉および健康の増進に関すること。
- (3) 地域の子どもの健全育成に関すること。
- (4) 地域の安心・安全および環境美化に関すること。
- (5) 地域課題の解決に関すること。
- (6) 地域づくりの拠点となる南郷里公民館（以下「公民館」という。）の管理運営に関すること。
- (7) その他、本会の目的達成に必要なこと。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 会長   | 1人    |
| (2) 副会長  | 1人    |
| (3) 理事   | 15人以内 |
| (4) 会計監事 | 2人    |

2 前項に規定する役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、前年度連合自治会の会長の職にあった者をもって、これに充てる。
- (2) 副会長は、連合自治会の会長の職にある者をもって、これに充てる。
- (3) 理事は、次の者をもって、これに充てる。
  - ア 前年度連合自治会の副会長の職にあった者2人
  - イ 連合自治会の副会長の職にある者2人
  - ウ 自治会長の代表3人
  - エ 諸団体の代表者の代表2人
  - オ 三部会副部会長6人

なお、自治会長の代表および諸団体の代表者の代表は本会の会長が任命するものとする。

また、三部会副部会長の選出は、第11条第3項に定める。

- (4) 会計監事は、連合自治会の会計監事の職にある者をもって、これに充てる。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、役員会において、本会の運営に必要な事項を審議する。
- (4) 会計監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、定期総会から次期定期総会までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補充することができるものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が選出されるまでの間は、引き続き職務を行う。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、役員会および部会とする。

2 会議は、これを構成する者の過半数をもって成立し、会議の議決は出席者の過半数を持って決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(総会)

第9条 総会は、本会の最高議決機関として、第5条第1項に規定する役員および第11条第5項に規定する運営委員ならびに第11条第9項に規定する評議員をもって構成し、毎年1回、会計年度の末日の翌日から2ヶ月以内に定期総会を会長が招集する。

2 前項の規定に関わらず、会長または役員会が必要と認めるときもしくは総会を構成する者の半数以上から要請があったときは、随時、臨時総会を開催することができる。

3 総会の議長は、総会に出席した者の中から、会長が指名する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 地域づくり計画の策定に関すること。
- (2) 事業報告および決算報告に関すること。
- (3) 役員を選出に関すること。
- (4) 事業計画および予算に関すること。
- (5) 会則の改廃に関すること。
- (6) その他、本会の運営に係る重要事項に関すること。

(役員会)

第10条 役員会は、本会の目的達成に必要な事項を審議する機関として、会長、副会長および理事をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

3 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項に関すること。
- (2) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

(部会)

第11条 第4条に定める事業を企画し、円滑な運営を図るため、本会に次の部会を設置する。

- (1) 文化・スポーツ部会
- (2) 社会福祉部会

- (3) 子ども育成部会
- 2 部会は、第5項に規定する運営委員および第9項に規定する評議員（以下「部会員」という。）をもって構成し、必要に応じ部会長が招集する。部会の議長は、部会長がこれにあたる。
- 3 部会長および副部会長の選出は次のとおりとする。
  - (1) 文化・スポーツ部会  
部会長は連合自治会長を充て、副部会長は部会員の互選による。
  - (2) 社会福祉部会  
部会長は南郷里連合自治会の副会長を充て、副部会長は部会員の互選による。
  - (3) 子ども育成部会  
部会長は南郷里連合自治会の副会長を充て、副部会長は部会員の互選による。
- 4 部会の事業を円滑に推進するため、部会に運営委員会を次のとおり置く。
  - (1) 運営委員会は、第5項に規定する運営委員をもって構成し、必要に応じ部会長が招集する。
  - (2) 運営委員会の議長は、部会長がこれにあたる。
  - (3) 運営委員会は、事業の計画、執行等について審議する。
- 5 各部会に、次の運営委員を置く。
  - (1) 部会長 1人
  - (2) 副部会長 2人
  - (3) 企画運営員 若干人
  - (4) 評議員の代表 若干人
- 6 運営委員の任務は、次のとおりとする。
  - (1) 部会長は、部会を代表し、部会務を総理する。
  - (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した副部会長がその職務を代理する。
  - (3) 企画運営員は、部会で審議する事項等必要な事項について企画運営し、事務局を兼ねる。
  - (4) 評議員の代表は、部会で審議する事項等必要な事項について協議する。
- 7 運営委員の任期は、次のとおりとする。
  - (1) 定期総会から次期定期総会までの1年とする。ただし、再任を妨げない。
  - (2) 運営委員に欠員が生じたときは、補充することができるものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。
  - (3) 運営委員は、任期満了後も後任者が選出されるまでの間は、引き続き職務を行う。
- 8 企画運営員は、会長が会員の中から任命する。
- 9 部会に評議員を置き、次により選出する。評議員の代表は、部会長が評議員の中から任命する。
  - (1) 文化・スポーツ部会  
別表1に掲げる者をもって充てる。
  - (2) 社会福祉部会  
別表2に掲げる者をもって充てる。
  - (3) 子ども育成部会  
別表3に掲げる者をもって充てる。
- 10 評議員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会および部会において審議事項について評議し、決定する。
- (2) 本会の運営および活動に積極的に参画し、本会の目的達成に寄与する。

11 評議員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 評議員が帰属する組織の在職期間とする。
- (2) 評議員が任期途中で改選または事故により欠けた場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(諮問機関)

第12条 本会の運営に関する重要事項について意見を聞くため、諮問機関を置くことができる。

2 諮問機関の詳細については、別途定める。

(顧問)

第13条 本会に、会議に出席して意見を述べるができる顧問を置くものとし、前々年度連合自治会の会長の職にあった者および地域内選出市会議員を、これに充てる。

(公民館の管理運営)

第14条 本会は、第4条第6号に基づき公民館の管理運営を長浜市と締結する「指定管理施設における基本協定」により行う。

- 2 公民館の管理運営組織および職員は、別に定める。
- 3 公民館の利用時間、利用目的等の「施設利用基準」は、別に定める。
- 4 協定に基づく経費は別途会計で行う。

(経費)

第15条 本会の経費は、委託金、助成金、会費その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計は一般会計と特別会計とする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第17条 本会の事務局は、公民館内に置くものとし、事務局長のほか必要な職員を配置する。

- 2 前項の職員は、会長が、役員会の承認を得て、これを任命する。
- 3 前々項の職員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(その他)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成24年11月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年5月10日から施行する。

別表 1 (第 11 条関係)

文化・スポーツ部会の評議員
自治会長
体育委員
南郷里老人クラブ連合会の代表者
サークル長の代表者
スポーツ推進委員
企画運営員

別表 2 (第 11 条関係)

社会福祉部会の評議員
自治会長
南郷里地区民生委員・児童委員
更生保護女性会南郷里分区の代表者
南郷里老人クラブ連合会の代表者
南郷里遺族会の代表者
日赤奉仕団南郷里分団の代表者
南郷里地区健康推進員の代表者
南郷里防犯隊の代表者
長浜市消防団第五分団の代表者
福祉委員
企画運営員

別表3（第11条関係）

子ども育成部会の評議員
自治会長
南郷里地区民生委員・児童委員
南郷里地区少年補導員の代表者
南郷里地区保護司の代表者
各町子ども会代表者
南郷里防犯隊の代表者
南郷里老人クラブ連合会の代表者
更生保護女性会南郷里分区の代表者
日赤奉仕団南郷里分団の代表者
南郷里幼稚園PTA会長
南郷里小学校PTA会長
長浜東中学校PTAの代表者
長浜南中学校PTAの代表者
企画運営員